

## [事案 2020-280] 新契約無効請求

・令和4年1月14日 和解成立

### <事案の概要>

募集人に頼まれて、十分な説明も受けず不要な契約をさせられたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年11月に契約した個人年金保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 当時交際中であった募集人から、契約するよう泣いて頼まれたため、やむなくサインした。
- (2) 自宅でタブレット端末により契約内容の説明を受けたが、自分は外国人であるため、説明は十分に理解できなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書等を使用して2日間にわたって契約内容を説明しており、申立人は内容を理解し、自らの意思で申込みをしている。
- (2) 申立人は外国人であるが、平成22年4月頃に来日し、平成24年頃までは冬季・春季のみ滞在して旅行業に就労し、平成25年頃以降は継続して日本に在留しており、日本語能力には問題がなかった。
- (3) 申立人は、申込前に本国へ電話し、母に保険や年金の加入状況を確認しており、契約の基本的内容について理解できていた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に申込みの意思がなかったこと、日本語能力が不十分であり契約内容を理解できていなかったことは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 死亡保険金受取人として申立人の父が指定されているが、外国在住であったため、本来は引受けができない申込みであったところ、募集人は申立人に日本の住所を入力させている。
- (2) 令和元年8月に、申立人が傷害保険を申込み、健康状態を理由に引受謝絶となった際にも、募集人は死亡保険金受取人である申立人の父について日本の住所を入力させているが、これは上司から、事実と異なる住所を入力するようにアドバイスを受けたことによる行為であった。